

# 愛媛県報

発行 愛媛 県

第663号

令和7年11月18日火曜日 第663号

◇ 目 次 ◇
告 示

告 示

### ○愛媛県告示第999号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和7年11月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

夕折	名 称 所在地		開設者			指定年月日
4 柳	/// 在地	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	医療の種類	1日化十万 口
道後こころの心療所	松山市道後町一丁目8番 5号2階	前 田 宏 章			精神通院医療	令和7年 11月1日
白雲薬局	宇和島市広小路1番34号	株式会社ストレチア	東京都中央区八重洲二丁目2番1号	代表取締役 山 根 弘	精神通院医療(薬 局)	令和7年 10月1日
青空薬局	宇和島市柿原甲1352番4号	株式会社ストレチア	東京都中央区八重洲二丁目2番1号	代表取締役 山 根 弘	精神通院医療(薬 局)	令和7年 10月1日

## ○愛媛県告示第1000号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和7年11月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定訪問看護事業者等			訪問看護ス	テーション	担当しようとする	指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	名 称	所 在 地	医療の種類	11年十月日
合同会社温もり	松山市竹原3-10-10	代表社員 石 田 光 宏	訪問看護ステーションぬ くもり	松山市竹原3-10-10	精神通院医療	令和7年 10月1日
株式会社ツクイ	神奈川県横浜市港南区上 大岡西一丁目6番1号	代表取締役 高 畠 毅	ックイ新居浜訪問看護ス テーション	新居浜市繁本町5番3号 コーナンビル2階	精神通院医療	令和7年 11月1日
株式会社Bridge	高知県高知市新屋敷2-9-2	代表取締役 鳥 谷 将 由	えん訪問看護ステーショ ン四国中央	四国中央市三島中央3- 6-19	精神通院医療	令和7年 11月1日

### ○愛媛県告示第1001号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号)第64条の規定に基づき、指定自立支援医療機関の名称を変更した旨の届出があった。

- 111. - C. 111 - - 111. - C. 111 - - 111. - C. 111 - - 111. -

令和7年11月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

名	称	担当する医療の種類	変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	担当りる区域の性類	年月日
訪問看護ステーショ ン重信	ウェルケア重信訪問 看護ステーション	精神通院医療	令和6年 4月1日

## ○愛媛県告示第1002号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林 法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

-111.-C.111--111.-C.111--111.-C.111--111.-

令和7年11月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 解除予定保安林の所在場所 宇和島市津島町槙川2054の2、2056の3
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

#### ○愛媛県告示第1003号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林 法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和7年11月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 解除予定保安林の所在場所 宇和島市津島町下畑地戊27の4、戊27の6
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

## ○愛媛県告示第1004号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所、新居浜市役所及び愛媛県のホームページ(https://www.pref.ehime.jp/site/setohou-juurann/127685.html)において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

令和7年11月18日

愛媛県西条保健所長 武 方 誠 二

- 1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名 住友重機械工業株式会社 東京都品川区大崎2-1-1 代表取締役 下村 真司
- 2 事業場の名称及び所在地 住友重機械工業株式会社愛媛製造所新居浜工場 新居浜市惣開町5-2
- 3 特定施設に関する事項
- (1) 製鎖焼入れ槽

特 定 施 設 の 種 類	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第 188号。)別表第1第63号 イ焼入れ施 設
特定施設の能力	焼入れ量1日当たり10トン処理
設 置 年 月 日	平成14年2月
特定施設の使用時間間隔	不特定(4~5回/週)
特定施設の1日当たりの使用 時間	9時間
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし

特定施設から排出され	水素イオン 濃度(水素 指数)		6.0~8.0 6.0~8.0
る汚水等の 汚染状態の 値	化学的酸素 要求 I リッ 位 I リッ トルにつき ミリグラム)	通常最大	
	浮遊物質量 (単位 1 リッきょ) ラム)	通常最大	
	窒素有量 (単位 1 リッき リンき ラム)	通常最大	
	<ul><li>燐 含 有 量</li><li>(単位 ルードー・リック リック リック リック リック リック リック リック リック リック</li></ul>	通常最大	
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常最大	

- 備考 通常、循環して使用するため排水なし。汚水等は産業廃棄物として処理する。
- 4 汚水等の処理施設に関する事項
- (1) 排水処理施設

設 置 3	年 月 日	平成1	2年12月	31日				
処理施設の利	処理施設の種類及び型式			L理				
処理施言	設の構造	コンク	カリート	、製				
処理施設。	処理施設の主要寸法			全体寸法 縦 29,000ミリメートル 横 19,000ミリメートル 高さ 8,150ミリメートル 縦 6,200ミリメートル 横 3,120ミリメートル 高さ 3,810ミリメートル				
処 理 施 i	設の能力	1日	当たり72	20立方 >	メートル	処理		
汚水等の多	処理の方式	凝集剂	孚上分離	<b>並、砂ろ</b>	過、活	性炭		
処理施設の付	処理施設の使用時間間隔			連続				
処理施設の1  時間	処理施設の1日当たりの使用 時間			24時間				
処理施設の使用 の概要	処理施設の使用の季節的変動 の概要							
処理施設に	項目	処	理	前	処	理	後	
よる処理前 及び処理後 の汚水等の	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常最大	6.0~		通常最大			
汚染状態の値	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常最大	14.1 27.5		通常最大	5 20		
	浮遊物質量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常最大	15 30		通常最大	5 15		
	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常最大	6.4 20		通常最大	5 20		

	燐 含 有 1     (単位 1     リットルグ     ラム)	通常最大	1 3	通常最大	1 3
汚水等の1 E (単位 立力		通常最大		通常最大	

- 5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の 値並びに汚水等の1日当たりの量
- (1) 工場排水口 (No.16)

汚水等の汚染状態の値	水素イオン 濃度 (水素 指数)	通常最大	6.0~8.0 6.0~8.0
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常最大	1.6 8.0

	浮遊物質量 (単位 1 リットミリ つきょ) ラム)	通常最大	2.5 8.7	
	窒素含有量 (単位 ル リッき フ ラム)	通常最大	5 20	
	燐 含 有 量     (単位 1     リットルク     つさく     ラム)	通常最大	1 3	
汚水等の1日	日当たりの量 ちメートル)		1,800 1,950	

備考 この他に、雨水専用排水口が15箇所ある。

## ○愛媛県告示第1005号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。 令和7年11月18日

愛媛県中予地方局長 髙 岡 晃 仁

検査済証の番号	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は	開発許可を受けた
及び交付年月日	工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	者の住所及び氏名
7 中局建(開)第24号 令和7 年11月10日	東温市牛渕字竹株1357番2,1358番2	松山市古川北2丁目17番20号 西岡ハイツ306号 朝比奈 勝

# ○愛媛県告示第1006号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。 令和7年11月18日

愛媛県中予地方局長 髙 岡 晃 仁

検査済証の番号 及び交付年月日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
7中局建(開)第25号	東温市志津川字町筋甲1503番6、甲1504番1、甲1504番2、甲1504番3、甲	東京都港区芝浦三丁目 1 番21号
令和7年11月10日	1504番5	株式会社ファミリーマート

令和7年11月18日 発行 912